

平成 23 年 11 月 1 日  
独立行政法人国民生活センター

## 市役所職員をかたる還付金等詐欺が再び増加！ —急かしながら、スーパーやコンビニの ATM へと誘導する新たな手口—

市役所等の自治体職員を名乗り、医療費や社会保険料等の還付金手続きのために ATM へ誘導して送金をさせる手口（いわゆる“還付金等詐欺”）は、2007 年度から増加し、2008 年度には全国的に多数発生したものの、2009 年度以降は激減した<sup>注1</sup>。

全国の消費生活センターに寄せられる相談件数も同様の傾向で推移していたが、2011 年度に入り、ある地域の特定の市役所名をかたる、還付金等詐欺と思われる相談が再び増加傾向を示している。

最近は、「手続きは本日中」と言うなど、消費者が周囲に相談する時間を与えないよう、短時間のうちに、スーパーやコンビニエンスストア等、金融機関以外の ATM コーナーで操作を行うように誘導する手口が目立つ。

国民生活センターでは、2008 年度にメールマガジン「見守り新鮮情報」等で、高齢者を中心に注意喚起を行った<sup>注2</sup>が、新たに目立ってきた、市役所等の職員をかたる“還付金等詐欺”について、これまでに発生した地域の情報を提供し、被害の未然防止のために、改めて消費者に向けて注意喚起を行う。

### 1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）<sup>注3</sup>にみる相談の概要

#### （1）相談件数

市役所等の職員をかたる“還付金等詐欺”に関する相談件数<sup>注4</sup>は、年度別にみると 2006 年度は 18 件であったが、2007 年度には 471 件、2008 年度は 1517 件と激増した。その後、2009 年度には 67 件、2010 年度は 5 件と大幅に減少したものの、2011 年度はすでに、115 件の相談が寄せられている<sup>注5</sup>。

<sup>注1</sup> 警察庁ホームページ「振り込み詐欺の被害発生件数・被害額」参照。

([http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1\\_hurikome.htm](http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm))

<sup>注2</sup> たとえば、「見守り新鮮情報」第 35 号([http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen35.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen35.html))、「見守り新鮮情報」第 54 号([http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen54.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen54.html))、「『定額給付金』の給付をよそおった振り込み詐欺等にご注意！！」

([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090311\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090311_1.html) 2009 年 3 月 11 日公表) 等。

<sup>注3</sup> PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

<sup>注4</sup> 市区町村等が購入契約先、他業者となっている相談。

<sup>注5</sup> 2011 年 10 月 25 日までの登録分。

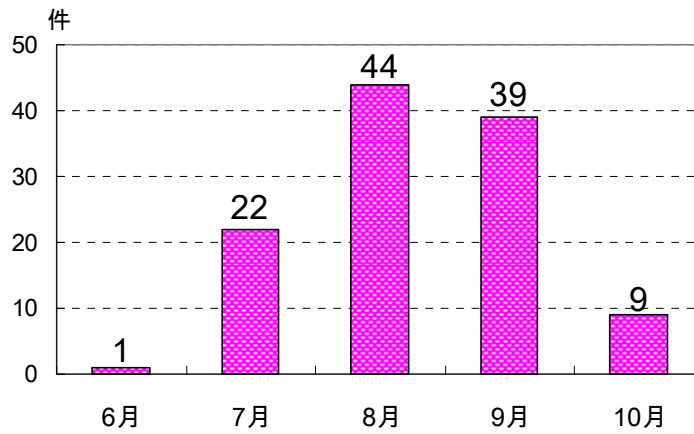


図1 月別相談件数（2011年度）

2011年10月25日までの登録分

2011年度の相談を月別にみると、6月に1件、7月に22件、8月に44件、9月に39件、10月は9件寄せられており、特に7月以降目立ってきている（図1参照）。そのうち、特定の市役所名を名乗っていることが確認できるケースが109件あった。その内容は、比較的短期間に、ある地域の市役所名を名乗って、「過払いの医療費や社会保険料等を還付する」と言い、その地域の消費者に対し集中的に電話をしていると思われる手口である。市役所名は時期によって異なる傾向にあり、全国各地で起きている。

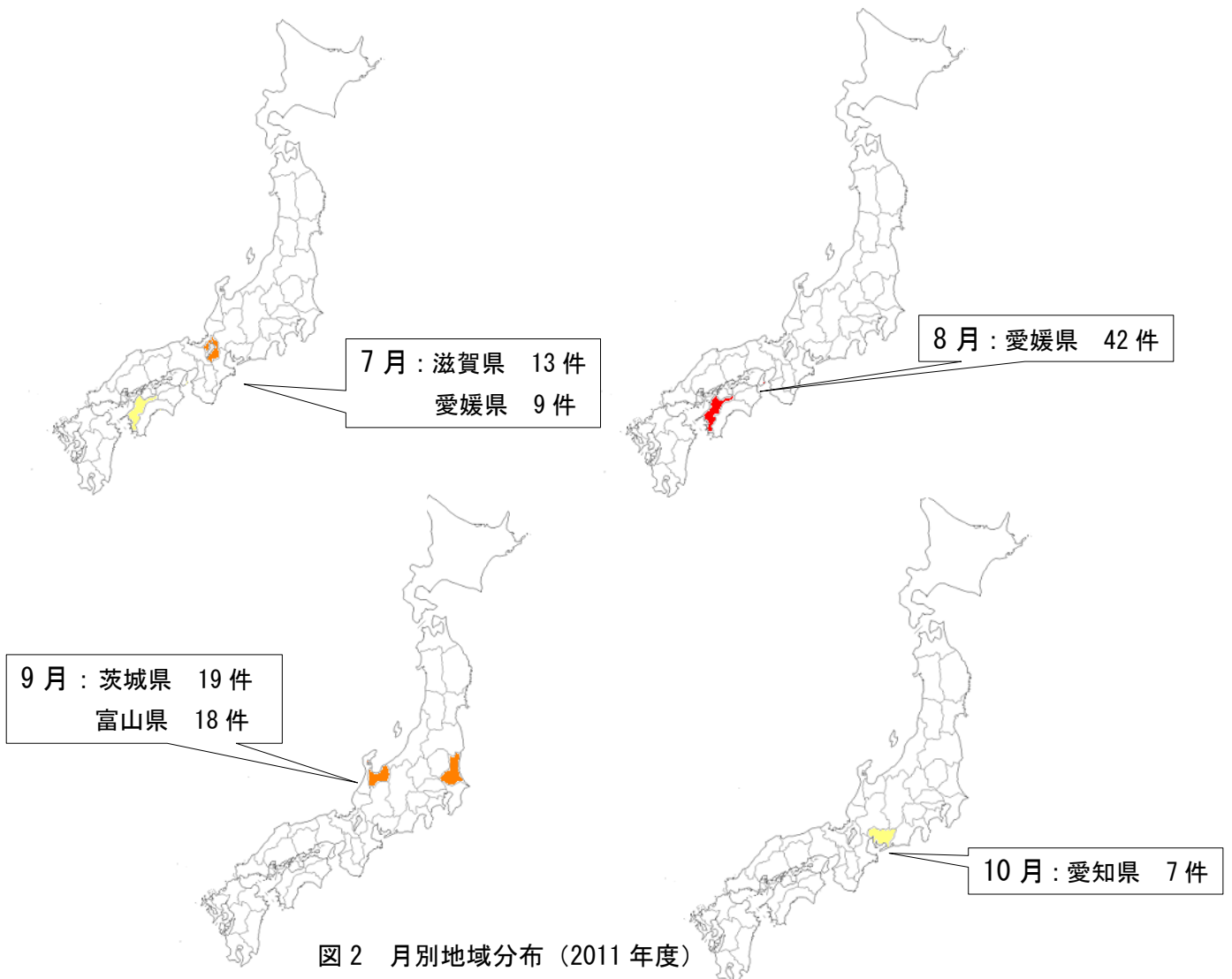


図2 月別地域分布（2011年度）

## (2) 契約者の属性

2011年度の115件の相談の契約者属性の内訳は、以下のとおりである（不明・無回答は除く）。

### ①年代別

年代別にみると、60歳代、70歳代がそれぞれ35件（34.0%）で最も多く、ほかに80歳以上が25件（24.3%）と、9割を超える割合を60歳以上が占める。

### ②性別

性別でみると、男性が28件（24.8%）、女性が85件（75.2%）で、女性が4分の3を占めている。

### ③地域別

地域別にみると、愛媛県が51件（44.7%）で最も多く、半数近くを占める。次いで、富山県、茨城県がそれぞれ19件（16.7%）、滋賀県が14件（12.3%）、愛知県が7件（6.1%）の順で続いている。そのほか、東京都、兵庫県、福井県、島根県にも相談が寄せられている。

図2のとおり、件数が際立ってきた7月以降の地域をみると、7月は滋賀県、愛媛県に、8月は愛媛県、9月は茨城県、富山県に、10月は愛知県に目立ち、月によって地域が異なることが確認できる。

## 2. 主な相談事例

### 【事例1】「1時間以内に手続き必要」と急かされた

市役所の職員を名乗り、「医療費の還付金がある、1時間以内に手続きが必要だ。指示する連絡先に電話するよう」に言われ電話をしたところ、通帳とキャッシュカードを持って金融機関でないところのATMに行くように言われた。冷静になって考えてみるとおかしい。

（2011年9月 70歳代 女性 茨城県）

### 【事例2】「医療費を還付する」とATMに誘導され、振り込んでしまった

昨日、「医療費還付金が40,000円ある」と市役所を名乗る男性から電話があった。妻は社会保険事務局に電話するようと言われ、ATMに誘導されて口座から440,000円を振り込む操作をしたようだ。今日、銀行へ行き残高照会をしてみて、だまされたことに気がついた。

（2011年9月 60歳代 女性 富山県）

### 【事例3】スーパーのATMに携帯電話を持って行くよう、誘導された

今日、突然電話で「市役所の〇〇だが、還付金が38,000円あるが6月に書類を送ったのに返信がない。期限がきているが、今日の夕方までなら手続きができるため、社会保険事務局に電話してほしい」と言われた。電話をしたところ、口座番号を聞かれ、振り込むため近くのスーパーのATMに携帯電話を持って行くよう言われたが、銀行が近くにあるのに変だと思い、妻に通帳確認に行かせたところ振り込まれていなかった。引き落としもされてはいなかったが心配だ。

（2011年8月 70歳代 男性 愛媛県）

### 3. 主な特徴と問題点

#### (1) 全国各地で発生しているが、ある期間に特定の市役所名に集中するケースが多い

全国各地で発生しており、特定の地域の市役所名をかたり、集中して発生するケースもある。

#### (2) 冷静に考える余裕を与えない

還付金等の手続き期限を「今日中」、「1時間以内」などと言って、冷静に考える余裕を与えずに、急かすケースがみられる。

#### (3) 金融機関以外の ATM コーナーへ誘導

最近、金融機関では ATM コーナーで携帯電話を使いながら操作している高齢者等に対し、声かけを行う、あるいは ATM コーナー周辺では携帯電話の通話禁止などの措置をとるなど、振り込め詐欺撲滅対策が進んでいる。このことから、スーパーやコンビニエンスストア等、比較的、操作が周囲から見逃されがちな場所へ誘導していると思われるケースもある。

### 4. 消費者へのアドバイス

#### (1) 各地で起きているため、注意が必要

市役所等の職員をかたる“還付金等詐欺”は、最近、再び目立ってきており、全国各地で起きている。現在、自分の地域で発生していなくても、今後、注意が必要である。

#### (2) 市役所職員が ATM 操作を行うよう、連絡することは絶対ない

市役所等職員が還付金等の受け取りのために ATM での操作手続きを行うよう、連絡することは絶対ない。電話で還付手続きを急かしたり、わざわざ金融機関以外の ATM を指定して携帯電話を持っていくよう誘導された場合は、怪しいと思うこと。

#### (3) 不審に感じたら、すぐに警察署や消費生活センターへ

還付金等について不審な電話があった場合、最寄りの警察署や消費生活センター等に相談すること。

### 5. 情報提供先

消費者庁消費者政策課

消費者庁地方協力課

警察庁刑事局捜査第二課